○農林水産省告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　長野県下水内郡栄村大字豊栄字赤下三三七七の二、三三七七の口、三三七七の八、三三七七の二、三三七七の木、字石原三二四〇、三二四一、三二四二のイ、字北アソヲ三三八五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県大野市佐開四四字妙林一の四、四六字馬止一の一一、一の一二、一の四一から一の四四まで、一の六七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

四四字妙林一の四・四六字馬止一の一二・一の四二から一の四四まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県大野市宝慶寺五八字向水無九、六六字上水無シ一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県大野市伊勢五六字羽見谷一一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

五六字羽見谷一一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県大野市御領一〇字金中山一、二、三の一、三の二、一一字弥四郎谷一、三、四の一、四の一一、四の一二、四の二二、四の二三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

一〇字金中山一・二・三の一・三の二・一一字弥四郎谷一・四の一・四の一一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県大野市木本一六七字坂谷一の六、一六八字向谷一の九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県勝山市鹿谷町北西俣七一字猿坂一の一、一の二、二の一、二の二、三の一、四、五の一、六、七の一、七の二、八、九、一〇の一、一〇の二、一一の一、一一の二、一二から二二まで、二三の一、二三の二、二四の一、二四の二、二五、二六の一、二六の二、二八から三三まで、三六、三九の一、三九の二、四〇の一、四〇の二、四一、四二の一、四二の二、七二字岩村一から三まで、四の一、四の二、五、六の一、七、八の一、九、一〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）